

田川児童相談所 一時保護所第三者評価結果報告書

1 業務日程

業務名	田川児童相談所一時保護所第三者評価業務
履行場所	田川児童相談所一時保護所 定員 18名
業務実施日	・評価説明会 令和4年11月 1日（火） ・訪問調査 令和4年12月13日（火）14日（水） ・結果報告会 令和5年 3月14日（火）

2 評価日程・訪問調査：2日間

1日目 12月13日（火）9：00～17：00	
9：00～9：10	評価日程の確認など
9：10～11：40	自己評価項目についての聞き取り
11：40～13：00	休憩 一時保護所の食事 書類点検など
13：00～13：45	2名 新人（2～3年）及びベテラン職員（聞き取り職員を除く）
13：45～16：00	自己評価項目についての聞き取り
16：00～17：00	評価者すりあわせ 評価内容等の確認
17：00～18：00	引き継ぎ、申し送りへの参加
2日目 14日（水）8：30～12：00	
9：00～9：30	引き継ぎ、申し送りへの参加
9：30～11：00	自己評価項目についての聞き取り 記録等の閲覧
11：00～11：30	評価者すりあわせ 評価内容等の確認
11：30～12：00	意見交換、今後の流れの確認 評価説明会日程など

3 一時保護所職員

職員 職種	正規職員 保護課長 1名 副長 1名 児童指導員 2名 保育士 2名 看護師 1名 会計年度任用職員 児童心理司業務支援 1名 保護指導支援（日勤） 2名 学習指導 3名 保護業務支援（夜間） 4名 育休代替（児童指導員） 1名
----------	--

4 一時保護所第三者評価項目 第三者評価基準の構成 4部構成 58項目

	内 容	項目数	第三者評価手引き案からの変更点
第Ⅰ部	子ども本位の養育・支援	14項目	・5部構成から4部構成V 一時保護の 開始及び解除手続きについては、各項目 へ分散 ・評価項目数 64項目 →58項目
第Ⅱ部	一時保護の環境及び体制整備	15項目	
第Ⅲ部	一時保護所の運営	23項目	
第Ⅳ部	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	6項目	

5 判断基準

- ・判断基準の評価は○、△、×で評価します。
- ・各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価を行います

評価ランク	評価基準
S	優れた取組みが実施されている 他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態

<評価の高い点>

1 児童相談所のチームワーク

一時保護所は、各部門と連携し情報共有しながら子どもの支援を行っています。所長は定期的に一時保護所を訪問し子どもの様子を把握するなど、児童相談所全体のチームワークのよさで一時保護所の支援が行われています。

2 第三者評価への取り組み

福岡県では令和4年度から継続的に児童相談所の第三者評価を受審することとし、今回、田川児童相談所一時保護所が、第三者評価を受審しました。受審にあたり、子どもの権利ノートの作成やマニュアルの見直しなどを積極的に行い、一時保護所の質の向上をめざしています。

3 開放的な生活環境

一時保護所は、廊下は広く採光により明るい生活環境となっています。事務室からは、学習やレクリエーションなど子どもが活動する様子を見ることができます。また、居室も近く子ども一人ひとりの支援を容易にしています。さらに、グラウンドも併設されており開放的環境となっています。

<今後に期待する点>

1 研修体制の充実

一時保護所は、様々な課題をかかえた子どもが多く入所しており、支援についての知識・技術が必要です。現在、一時保護所職員に対する研修の機会は少なく、県全体の研修は年1回しかありません。また、勤務の都合で参加できないことや会計年度任用職員の研修がありません。今後、職員全員が学ぶことができる研修体制の構築に期待します。

2 OJTの充実

新規採用職員には指導担当者をつけるよう決められていますが、転入者に対してはありません。そこで、現在、行っている月1回30分程度の課内研修をさらに発展させることや、日々の引継ぎ等の場面でのOJTにより、新任期の教育の充実をはかることを期待します。

3 マニュアルの整備充実

今回、第三者評価の受審に併せてマニュアルが作成されました。今後、それぞれのマニュアルが、業務の具体的な手順書としてさらに見直され、充実されることを期待します。

評価結果（評価コメントは別紙）

I 子ども本位の養育・支援		評価
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	B
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	B
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	B
No.5	保護解除について、子どもや保護者に対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	B
No.7	子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A
No.8	外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか	B
No.9	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.10	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.11	特別な配慮が必要な子どもへの対応が適切に行われているか	B
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行っているか	B
No.13	子どものプライバシーへの配慮が行われているか	B
No.14	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
No.15	子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A
II 一時保護の環境及び体制整備		評価
No.16	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	A
No.17	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.18	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
No.19	管理者（一時保護所の長）としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
No.20	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	A
No.21	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	B
No.22	情報管理が適切に行われているか	B
No.23	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.24	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	A
No.25	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	A
No.26	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.27	子どもの所属する機関と適切な連携が行われているか	A
No.28	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.29	警察や司法機関との連携が適切に行われているか	B
No.30	施設や里親等との連携が図られているか	A
III 一時保護所の運営		評価
No.31	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	B
No.32	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	C
No.33	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.34	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A
No.35	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	B
No.36	食事が適切に提供されているか	A
No.37	子どもの衣服は適切に提供されているか	B

No.38	子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか	B
No.39	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.40	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
No.41	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	B
No.42	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A
No.43	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	B
No.44	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.45	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.46	重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている	C
No.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.48	健康上配慮が必要な子どもや障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.49	災害発生時の対応は明確になっているか	B
No.50	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.51	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	B
No.52	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B
IV	一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	評価
No.53	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	A
No.54	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	B
No.55	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	B
No.56	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	B
No.57	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.58	観察会議が適切に実施されているか	B

第三者評価結果

I 子ども本位の養育・支援

		評価
【No.1】 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか（共通）		B
1-1	子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか	A
	<input type="checkbox"/> 子どもの権利擁護と施設内虐待防止に係る実用的な規程・マニュアル等が整備され、業務に反映している	○
	<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や適性、能力に応じた権利を説明するツールを作成し活用している	○
1-2	子どもの権利が侵害された時の相談先及びその方法を説明しているか	B
	<input type="checkbox"/> 職員や第三者に相談ができる具体的な相談先や方法を説明している	○
	<input type="checkbox"/> 権利侵害を訴えた子ども（または通告した職員）が不利益を被ることはない体制がある	×
<p><コメント></p> <p>子どもの権利については、低学年用と高学年用の「権利ノート」を作成し、入所の際に説明している。また、廊下の掲示板にも同じ内容のものを掲示し、子どもがいつでも見ることができる。しかし、権利侵害を訴えた子ども（または通告した職員）が不利益を被ることはないことについての記載がない。</p>		

1 子どもの権利保障 (1)権利保障 ②子どもの意見が尊重される仕組みの構築

		評価
【No.2】 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか（共通）		B
2-1	子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明できるような配慮を行っているか	B
	<input type="checkbox"/> 子どもが意見等を表明してよいことを年齢や能力、適性に応じて分かりやすく説明している	○
	<input type="checkbox"/> 子どもが自主的・主体的に提案したり、取組ができる仕組みがあり、実現できている	△
2-2	子どもの意見を尊重した一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか	B
	<input type="checkbox"/> 子どもの意見等を尊重する取り組みがマニュアル等で明確になっている	△
	<input type="checkbox"/> 子どもの意見等と職員が対立した時に対話による解決がなされている。	○
<p><コメント></p> <p>入所時に「権利ノート」、「一時保護所での約束（ルール）」を用いて子どもの意見等を表明してよいことを説明している。また、毎月子どもへのアンケートを行い、出された意見や要望は、その都度職員で話し合って対応するようにしている。しかし、子どもが自主的・主体的に提案できる仕組みはなく、今後の対応に期待する。</p>		

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ①保護開始に関わる説明・合意

		評価
【No.3】 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか（共通）		B
3-1	一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもや保護者に分かりやすく説明し、理解を得ているか	B
	<input type="checkbox"/> 保護開始にあたり、一時保護の理由と目的を子どもとその保護者に説明している	○
	<input type="checkbox"/> 一時保護の期間等を含め子どもの不安を取り除く具体的な方法をとっている。	○
	<input type="checkbox"/> 一時保護所での生活、注意事項を説明している（私物の取り扱いや情報交換など）	○
	<input type="checkbox"/> 子どもにも分かる表現でリーフレット等のツールを作成・活用している	△

3-2 不服申し立ての方法等について、保護者や子どもに示しているか	B
<input type="checkbox"/> 保護開始にあたり、一時保護の理由や目的を保護者に説明している	○
<input type="checkbox"/> 不服申し立ての方法等について、子どもとその保護者に説明している	△
<p><コメント></p> <p>「一時保護所での約束（ルール）」については、禁止事項ばかりで項目数も多い。精査のうえ、一時保護開始時の子どもの権利を守る立場から見直すことが望ましい。また、ルビはあるが、文字数が多いので全体が読みにくくなっている。子どもの年齢に応じて表現を変えたものを作成するなどの検討に期待する。また、不服申し立てについては、保護者には伝えているが子どもには説明していない。子どもの意見表明に関する支援は極めて今日的な課題であり、全国の児童相談所も十分に実施されていないが、貴児童相談所における先駆的な取り組みに期待する。</p>	

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ②保護期間中の説明・合意	評価
【No.4】 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか（共通）	B
4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	B
<input type="checkbox"/> 家族との調整状況等の現状を子どもに伝えている	○
<input type="checkbox"/> 現状等を踏まえた一時保護の見通しについて子どもに伝えている	△
<input type="checkbox"/> 子ども的心情や意見等に配慮した対応がとられている	○
<input type="checkbox"/> 保護を継続する場合には、改めて現状と見通しを伝えている	○
<p><コメント></p> <p>子どもに対し、家族との調整や一時保護の見通しについて状況に変化があれば伝えている。しかし、児童福祉司により対応が異なる場合や、遠方の京築児童相談所一時保護所の機能を兼ねているために情報が入りづらく、対応に苦慮している現状がある。状況によっては一時保護所職員が児童福祉司から話を聞き、子どもに伝える等の対応をしている。今後、オンラインなどを活用した積極的な情報共有の取り組みに期待する。</p>	

1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意	評価
【No.5】 保護解除について、子どもや保護者に対して適切に説明し、合意を得ているか（共通）	A
5-1 一時保護の解除にあたっては、子ども保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等について十分に検討しているか	A
<input type="checkbox"/> 一時保護の解除にあたり、子どもの意向、意見や気持ちを確認している	○
<input type="checkbox"/> 一時保護の解除にあたり、保護者等の意見等を確認している	○
<input type="checkbox"/> 子どもや保護者等の意見を踏まえ、一時保護の解除時期、解除後の生活等について見通しを伝えている	○
<input type="checkbox"/> 一時保護解除の予定を職員が共有している	○
5-2 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか	A
<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じ、一時保護解除について伝える時期を判断している	○
5-3 里親委託や施設入所等が必要な子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか	A
<input type="checkbox"/> 里親委託や施設入所等への必要性を説明している	○
<input type="checkbox"/> 移動先となる施設や里親への見学、事前面接、パンフレット等により機会をつくっている	○

<p><コメント></p> <p>一時保護の解除については、児童福祉司が子どもや保護者の意見を聞いている。また、一時保護所で情報を共有し、子どもの状況を把握している。里親委託や施設入所の場合、パンフレットでの説明や体験宿泊をしたり、施設職員が面会に来たりしている。</p>	
1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護解除に関わる説明・合意	評価
【No.6】 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか (共通)	B
6-1 子どもが年齢に応じて援助依頼や SOS が出せるよう、エンパワメントを行っているか	A
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や状況に応じ援助依頼や SOS の出し方を伝え練習させている	○
6-2 一時保護解除後の児童相談所としての相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	B
<input type="checkbox"/> 一時保護解除後の相談や支援について説明している	○
<input type="checkbox"/> 一時保護解除後の相談や支援について、子どもに説明・渡すためのツールがある	×
<p><コメント></p> <p>退所に向けた支援や援助依頼や SOS の出し方については、主に児童福祉司が子どもの年齢や発達に応じて伝えている。また、一時保護所でも保護解除後の相談や支援について子どもから尋ねられた場合に説明している。</p>	

<p>1 子どもの権利保障 (2)子どもに対する説明・合意 ③保護開始・解除に関わる持ち物の説明・合意</p>		評価
【No.7】 子どもの所持物について、適切な対応が行われているか (共通)		A
7-1 子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A	
<input type="checkbox"/> 子どもの所持する物について、一時保護開始時にルール等を含め分かりやすく説明している	○	
<input type="checkbox"/> 子どもの所持物について点検リストを作成し収受には預かり証・受領証で確認をしている	○	
<input type="checkbox"/> 子どもの福祉を損なう恐れのあるもの以外は、可能な限り子どもが所持できるよう配慮されている	○	
<input type="checkbox"/> 現金等の貴重品が適切に管理され、所有権不明の物品については適切に公示している	○	
7-2 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮している	A	
<input type="checkbox"/> 子どもの状況や子どもからの聞き取り等により、子どもにとって心理的に大切なものが何かを確認している	○	
<input type="checkbox"/> 保護期間中に破損または紛失した物品については、状況を説明し必要な弁償を行うことができる	○	
<p><コメント></p> <p>子どもの所持物については、「入・退所時確認表」にて点検している。私物の持ち込みは禁止しており、破損や紛失する可能性があることを子どもに伝え理解につなげている。貴重品は児童福祉司が預かり金庫で保管している。心理的に落ち着くもの（ぬいぐるみやタオル等）の所持は許可している。</p>		

<p>1 子どもの権利保障 (3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限</p>		評価
【No.8】 外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか (共通)		B
8-1 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか	B	
<input type="checkbox"/> 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由を子どもや保護者並びに関係機関等（学校等）に説明している	△	

<input type="checkbox"/> 個別支援を行う場合には、その対応や期間等について検討を行っている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの身体の自由を直接的に拘束したり、鍵をかけた個室におくなどはしていない	○
8-2 子どもの意に反した対応・援助を行う場合には、児童相談所でその対応や期間等について検討を行っている	A
<input type="checkbox"/> 制限を伴う個別の援助を行う場合には、適切な手続きが行われているか	○
<input type="checkbox"/> 制限を行っている場合には、その理由や経過等に関する記録がある	○
<input type="checkbox"/> 制限等が不要な子どもについては、一時保護所での保護以外の選択肢を含めた検討が行われている	○
<p><コメント></p> <p>外出、通信、面会、通学の制限は、子どもの安全・安心を最優先に方針が決められている。通学は原則行っていないが、学校との距離や学習の状況等により通学することもある。個室対応は、現在、新型コロナウイルス感染防止のために行っている。通常の個室対応は、ルール違反やクールダウンなどに行う場合があり、書面にて支援内容や期間を記載し所内決裁を受けてから実施しているなど、恣意的な運用がなされないような工夫をしていることは評価に値する。</p>	

	評価
【No.9】 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか（共通）	B
9-1 被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか	B
<input type="checkbox"/> 被措置児童等虐待並びに権利侵害の予防と対応マニュアルが整備されている	○
<input type="checkbox"/> 継続的かつ計画的に職員研修等を実施している	△
9-2 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができることについて、あらかじめ子どもと職員に説明しているか	B
<input type="checkbox"/> 被害を発見したときの通告・相談先が明確になっており、子どもと職員への周知がなされている	△
<input type="checkbox"/> 子どもの権利侵害が生じたときの対応は、マニュアル等に明記され適切に行われている	△
<input type="checkbox"/> 権利侵害の被害にあった子どもの心のケア等が行える体制が構築されている	△
<input type="checkbox"/> 通告した職員(子ども)が不利益を被らない規程やマニュアルが整備されている	×
<p><コメント></p> <p>被措置児童等対応マニュアルを作成しているが職員に周知されていない。また、被害を発見したときの通告・相談先は子どもと職員への周知がない。今後の周知に期待する。</p>	

1 子どもの権利保障 (5) 子ども同士の暴力等の防止	評価
【No.10】 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
10-1 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか	B
<input type="checkbox"/> しおり等に権利侵害となる行為等が明確に記載されている	○
<input type="checkbox"/> しおり等に、相談や通報先など、どう対応したらよいか、通告が不利益にならないことが記載されている	△
10-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制が整備されているか	B
<input type="checkbox"/> 職員が権利侵害と認めた場合には、子どもから訴えがなくとも同様の対応がなされる	△
<input type="checkbox"/> 子ども同士での権利侵害があった場合の対応が明確になっており、再発防止の取り組みが行われている	△

<コメント>

子ども同士の権利侵害等があった場合は、職員に相談するように伝えている。対応としては、子どもからよく話を聴いて、ふりかえりを行ったり、必要な場合には居室を分けたりして対応する。担当児童福祉司に報告するほか、日々の申し送りの中で状況を確認している。

一時保護所は、様々な課題をかかえた子どもが多く入所しており、支援についての知識・技術が必要。現在、一時保護所職員に対する研修の機会は少なく、県全体の研修は年1回しかない。また、勤務の都合で参加できないことや会計年度任用職員の研修がない。今後、職員全員が学ぶことができる研修体制の構築に期待する。

1 子どもの権利保障 (6) 子どもの権利等に関する特別な配慮 ① 思想や信教の自由・性的なアイデンティティの保障

評価

【No.11】 特別な配慮が必要な子どもへの対応が適切に行われているか

B

11-1 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか

A

特別な配慮を必要とするか把握を行う仕組みがあり、どのような対応を行うかが検討され実施している

○

11-2 性的指向、性自認などに配慮した対応が行われているか

B

性的指向、性自認などへの配慮を必要とする子どもの受入について、子どもの意向に沿った対応がなされている。(居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他児との関係性)

○

性的指向、性自認などへの配慮を必要とする子どもに関する他の子どもの疑問に適切に答えている

△

<コメント>

今後も特別な配慮の必要な子どものニーズを把握し都度適切に対応することが望まれる。また、性的指向、性自認などへの配慮を必要とする子どもの受け入れについては、可能性を想定の上対応を協議しておくことが望ましい。

2 養育・支援の基本 (1) 子どもとの関わり ① 安全感・安心感を与えるケア

評価

【No.12】 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行っているか (共通)

B

12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか

A

一時保護所での保護が適切でない場合に、医療機関や他施設等への一時保護委託への変更を検討し、子どもに適した環境の確保に努めている

○

保護を行ううえで、本人や他の子どもへの対応等において留意すべき事項が明確になっており、子どもの安全を確保するための必要な対策がとられている

○

12-2 子どもへの接し方、対応は適切であるか

B

すべての子どもに対して、公平さよりも個々の適性やニーズに応じて接している

○

威圧的、命令、横柄な対応、表情、しぐさ等で子どもを支配、制御しようとはしない。

○

子どもには、敬称をつけている。または、子ども愛称で呼ぶときには子どもの同意を得ている。

△

12-3 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や支援を行っているか

A

「子ども自身がここでは守られて安心できる」と感じられるよう配慮している (いつでも子どもが職員に話しかけられる状態や安心感につながるものを手元に置く等)

○

	□子どもの気持ちに寄り添い、不安や怒り、悲しみについて、共感・受け止められたと実感できるように傾聴している	○
<p><コメント></p> <p>子どもの心身の状況を把握し、身体的介助や医療の必要な子どもについては専門施設へ委託している。子どもの発達特性や行動化が激しい場合は、事前に学校等所属での状況を確認し情報を得ている。ぬいぐるみやアイドルの写真など気持ちが落ち着くものは持ち込みができる。今後、子どもを呼ぶときの敬称等について話し合いの機会を持つことが望ましい。</p>		

		評価
【No.13】 子どものプライバシーへの配慮が行われているか（共通）		B
13-1 子どものプライバシーの保護に配慮しているか		B
	□子どものプライバシーの保護についてのマニュアル、手引き等を作成し、職員に研修等で周知している	△
	□プライバシーの保護について具体的な例を示し、子どもに周知・説明している。	△
13-2 居室のプライバシーの保護に配慮されているか。		B
	□子どものプライバシーは護られている。	△
	□居室には、同性職員が入る等の配慮をし、やむを得ず異性が入室するときには配慮をしている。	○
	□年齢や性別に応じて、プライバシーに配慮した少人数の部屋や個室の整備を進めている。	△
13-3 私物等の点検は、プライバシーに配慮した対応を行っているか		B
	□子どもが同席し、同性職員が行っている	△
<p><コメント></p> <p>プライバシーの保護マニュアルはないが、「一時保護所での約束（ルール）」の中で身体接触や距離等について説明している。私物の点検は同性職員が行うようにしている。女兒の部屋に男性職員が入室する際には、扉を開けて中の会話が外に聞こえるようにしている。今後、プライバシー保護についてのマニュアルの作成と職員への周知に期待する。</p>		

2 養育・支援の基本 （1）子どもとの関わり ② エンパワメントにつながるケア		評価
【No.14】 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか（共通）		B
14-1「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか		A
	□全体並びに個々に子どもに伝えている	○
	□職員に「個々の子どもが大切な存在である」という風土がある	○
14-2 表現の機会を多く作り、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか		B
	□子どもが主体的に活動・表現できる場面がある	△
	□子どもが自ら意見や要望等を伝え、それに応える機会をつくっている	△
<p><コメント></p> <p>子どもには、入所時に「権利ノート」を用いて大切な存在であることを説明している。また、毎月子どもへのアンケートを行い、子どもから出された意見や要望は、その都度職員で話し合っって対応するようにしている。しかし、子どもが自主的・主体的に提案できる場面は少なく今後の対応に期待する。</p>		

--

2 養育・支援の基本 (2) 子どもからの聴き取り等に関する配慮		評価
【No.15】 子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか (共通)		A
15-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか		A
<input type="checkbox"/>	子どもからの生活歴の聞き取りは、複数職員で対応し慎重に行っている	○
<input type="checkbox"/>	子どもからの聴取は、自発的な話の聞き取りによって進められている	○
<input type="checkbox"/>	職員は、子どもを脅かさないための必要な技法を習得している	○
15-2 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか		A
<input type="checkbox"/>	子どもから聞いた話は、了解を得て、職員間及び担当児童福祉司と共有している	○
<p><コメント></p> <p>生育歴等の聴き取りは、児童福祉司が行っている。子どもからは自発的な話の聴き取りによって聴取している。児童福祉司は子どもを脅かさないための必要な研修を受けている。子どもから聞いた話は、了解を得て児童福祉司と共有している。</p>		

II 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備 (1) 設備運営基準の遵守		評価
【No.16】 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか		A
16-1 子どもの保護ができる場が用意できているか		A
<input type="checkbox"/>	定員を超えた受入れを行う場合、居室以外でも安全な場所で寝起きさせている	○
16-2 開放的環境における対応が可能となっているか		A
<input type="checkbox"/>	一時保護所内での開放的環境が確保されている	○
16-3 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか		A
<input type="checkbox"/>	一人あたりの居室面積が基準以上となっている	○
<input type="checkbox"/>	居室定員の上限を超えていない	○
<p><コメント></p> <p>これまで定員を超えた受け入れはない。個別対応等が必要な場合、面接室を使用することもできる。一時保護所内は、廊下は広く採光を多く取り入れ、娯楽室からはグラウンドが見え開放的環境となっている。</p>		

1 適切な施設・環境整備 (2) 個別性の尊重		評価
【No.17】 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか		B
17-1 個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか		B
<input type="checkbox"/>	子ども自身が自由に過ごし方を決められる時間や環境が確保されている	○
<input type="checkbox"/>	保護所における生活上のルールは、子どもが安全かつ安心して過ごすために必要な最低限の内容となっており、子どもの個別性が尊重されるよう検討されている	○
<input type="checkbox"/>	頭髮の色、長さ、服装等にルールはなく、修正が必要な場合には、子どもの同意を得ている	△
17-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか		A

<input type="checkbox"/> できるだけ個室で生活できるよう調整している。個室が利用できない場合には、子ども同士の年齢や適性に配慮し、説明と同意を得ている	○
<p><コメント></p> <p>子どもが自由に過ごしたり遊んだりする時間は、毎日午後に設定されている。一時保護所のルールは決められているが、子どもの状況に合わせている。衣服は、一時保護所の物を着用しているが、寒い時の上着等は私物の物を使用している。</p> <p>個室は2部屋。2人部屋が2部屋。4人部屋が2部屋。（それぞれ男女ひとつずつ）のほか、乳幼児室、静養室がある。男女が隣室にならないようにするほか、できるだけ個室となるよう配慮している。</p>	

1 適切な施設・環境整備 (3)生活環境の整備		評価
【No.18】 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか		B
18-1 安心して生活できる内外環境が確保されているか		A
<input type="checkbox"/> 環境は、閉鎖的にならないよう配慮され、かつプライバシーが護られる構造となっている		○
<input type="checkbox"/> 子どもにとって、ふさわしい安心できる環境が確保されている		○
18-2 日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか		A
<input type="checkbox"/> 状況に応じた清潔と整頓が常に点検され確保されている		○
18-3 家庭的な環境となるような工夫がされているか		S
<input type="checkbox"/> 心身をリラックスできる空間や設備がある		○
<input type="checkbox"/> 子ども・職員が集まり、相互に交流できるスペースがある		○
18-4 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか		A
<input type="checkbox"/> 子どもの成長や年齢に応じた設備や什器備品等が整備されている		○
18-5 必要な修繕等が行われているか		B
<input type="checkbox"/> 不適切な環境や破損があった時に早期に改善している		△
<input type="checkbox"/> 修繕されず放置されている箇所はない		△
<p><コメント></p> <p>一時保護所の環境は、子どもや職員が相互に交流できる空間となっている。玄関を入ると左右に男女のスペースがあり、男女の人数により使い分けをしている。また、事務室からも様子を見ることもでき、学習や食事にも使用できる多機能な空間となっている。掃除は子どもと職員が一緒に行っている。破損があればすぐに修繕依頼をしているが、次々に壊される状況もあり未修繕の場所がある。</p>		

2 管理者の責務		評価
【No.19】 管理者（一時保護所の長）としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか		A
19-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか		S
<input type="checkbox"/> 管理者の役割と責任が明確になっており、職員に周知されている		○
<input type="checkbox"/> 職員との信頼関係ができています		○
19-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか		A
<input type="checkbox"/> 一時保護の受入可否の判断において、管理者としての役割が実行されている		○
<input type="checkbox"/> リスクマネジメントの取組みにおいて、管理者としての役割が実行されている		○

19-3 スーパーバイズができているか	A
<input type="checkbox"/> 管理者が、相談支援担当と同程度以上のSV 研修を受けている	○
<input type="checkbox"/> 管理者によるSV が行われている	○
<p><コメント></p> <p>保護課長は、日頃から職員とのコミュニケーションに努め、子どもが安心して過ごすことができるよう取り組んでいる。子どもの受け入れの可否については、課長が不在の時は副長が代行している。また、所長は定期的に一時保護所を訪問し一時保護所の様子を把握している。保護課長はこれまでの児童福祉司等の経験を活かし、各部門との連携と情報共有に努め職員から高い信頼を得ている。</p>	

3 適切な職員体制（1）設備運営基準の遵守	評価
[No.20] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	A
20-1 受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか	A
<input type="checkbox"/> 児童養護施設について定める設備運営基準以上の職員配置がされている	○
<input type="checkbox"/> 定員数等に応じた、職員数が確保されている	○
<input type="checkbox"/> 保育士、看護師、心理療法担当職員、嘱託医などの専門職が配置されている	○
<input type="checkbox"/> 各時間帯に必要な職員が配置されている	○
<p><コメント></p> <p>設備運営基準以上の職員が配置されている。特に看護師の配置や相談課の児童心理司が一時保護所専属となっており、健康管理や心理的な対応を行っている。夜間については2名の職員が勤務しているが、緊急一時保護があった場合、その対応のため子どもを待たせることがある。</p>	

3 適切な職員体制（2）職員の適正配置	評価
[No.21] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか（共通）	B
21-1 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	A
<input type="checkbox"/> 直接支援職員と間接支援職員（調理員など）の役割が明確されているか	○
<input type="checkbox"/> 保健師・看護師の役割が明確にされている	○
21-2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか	B
<input type="checkbox"/> 職員は、子どもの抱えた課題と強みを総合的にアセスメントしていく能力、専門性をもっている	△
<input type="checkbox"/> 子どもからの聴取を行う職員は、面接技法の研修等受けている	○
<input type="checkbox"/> SV が可能な専門的知識と技術を有する職員が配置されている（経験としてケアワークと相談援助または心理支援の両方の経験、また専門的知識としては社会福祉士・臨床心理士等の有資格者）	○
21-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	A
<input type="checkbox"/> 児童福祉司、児童心理司を含め、職員間での相談援助の内容について、情報共有を行うしくみがある	○
<input type="checkbox"/> 適切にスーパービジョンがなされている	○
<input type="checkbox"/> 相談援助と心理的アセスメント、ケアワークの情報共有が適切になされている	○
<p><コメント></p> <p>各種専門職が配置され、役割が明確となっている。一時保護所の職員研修は全県で年1度行われているが、勤務の都合で出席できなかつたり、会計年度任用職員の研修がない。児童福祉司、児童心理司を含め職員間で</p>	

の相談援助については、パソコンでの共有や日々の引継ぎを回覧し情報の共有に努めている。
今後、子どもに対する支援の研修及び日々の引継ぎ等の場面での OJT の充実に期待する。

3 適切な職員体制（3）情報管理

評価

[No.22] 情報管理が適切に行われているか（共通）

B

22-1 個人情報適切に取り扱われているか

B

個人情報の取扱いに関するマニュアル等がある

○

個人情報について、職員研修等の取組みが実施されている

○

個人情報に関わる書類が放置されていない

○

個人情報に関わる書類は、日常的に鍵のかかる場所に保管されている

△

22-2 書類や記録等が適切に管理・更新されているか

A

書類や記録等が適切に作成され管理されている

○

書類や記録等は、必要に応じて適切に更新されている

○

22-3 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか

A

子どもに関する情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意が得られている

○

<コメント>

個人情報の保護については県のマニュアルに基づいて対応している。一時保護所の事務所の壁には掲示物はなく、パソコンの画面や書類は裏向きにするなど子どもの目に入らないように心がけている。書類の保管場所は施錠されていない。子どもの情報を外部機関と共有する場合には、子どもや保護者の同意を得ている。

3 適切な職員体制（4）職員の専門性向上の取組

評価

[No.23] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか

B

23-1 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか

B

児童福祉法の趣旨・目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即したテーマの研等が実施されている

△

23-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか

C

計画的で継続した研修が行われている

×

研修の計画は、養育・支援の質の向上のために設定した目標や事業計画との整合性がとられている

×

研修等で配置職員が減じても、通常の援助・支援が行える体制がとられている

×

23-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか

C

職員ごとの目標設定や育成計画が策定されている

×

職員の習熟のレベルに応じた達成水準が定められている

×

研修がデータベース化され、個人ごとの研修履歴がわかるようになっている

×

23-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか

B

OJT を意識的に行っている

○

新任・転任者には、トレーナーを定め OJT を行っている

△

<コメント>

子どもの権利条約等、一時保護ガイドラインについては印刷したものを配布しているが、研修が行われていない。様々な課題をかかえた子どもへの支援は困難なことも多く、学習が必要。しかし、一時保護所職員に対する研修の機会は少なく、県全体の研修は年1回しかない。その研修にも、勤務の都合で出席できないなどの現状がある。また、会計年度任用職員の研修がない。今後、一時保護所の職員全員が等しく学ぶことができる研修体制の構築に期待する。

3 適切な職員体制（4）職員の専門性の向上の取組

評価

[No.24] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか

A

24-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか

A

引き継ぎが適切に共有される仕組みがある

○

職員間で情報共有するための、定期的な会議開催などの仕組みがある

○

引き継ぎや会議などは、できるだけ多くの職員が参加できるよう、時間帯や所要時などに配慮されている

○

<コメント>

朝夕の引き継ぎは、一人ひとりの子どもの様子を記録していねいに行っている。子どもの見守りで引継ぎに参加できない職員には時間をずらして引き継いでいる。引継ぎの記録は各部門へと回覧している。毎月、一時保護所の全体会を開催し、夜勤職員以外が参加している。引継ぎ等の場面では、事実の伝達だけでなく、個人の気づきやなどの意見交換をし、アセスメントの機会となるよう期待する。

3 適切な職員体制（5）児童福祉司との連携

評価

[No.25] 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか（共通）

A

25-1 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか

A

一時保護所は、付設または一定範囲内に設置されている

○

25-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか

A

入退所時や入所中の調査・診断・支援等について、他各部門との情報共有を行う仕組みがある

○

追加確認等が必要な場合に、児童福祉司等に必要な情報を求められる仕組みがある

○

<コメント>

一時保護所は、児童相談所と廊下でつながっており、行き来がしやすい環境となっている。子どもの情報については、日々の引継ぎの回覧をはじめ適宜共有を行っている。田川児童相談所の一時保護所は、京築児童相談所の一時保護の役割を担っているが、遠距離でもあるため連携が密にできないこともある。

3 適切な職員体制（6）職場環境

評価

[No.26] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか

A

26-1 適正な就業状況が確保されているか

A

労務管理体制が構築され、過度の時間外労働は生じていない

○

時間外勤務手当や休暇取得などが適切に行われている

○

26-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか	A
<input type="checkbox"/> メンタルヘルスに関する取組みが行われている	○
<input type="checkbox"/> ハラスメントの防止策・対応策などの取組みが行われている	○
<input type="checkbox"/> 希望があれば、職員が相談できる体制がある	○
<p><コメント></p> <p>児童相談所全体で時間外労働の削減に向けて取り組んでいる。緊急一時保護や子どもの対応により時間外が発生することがあるが、通常の時間外はあまりなく、休暇取得も適切に行われている。ストレスチェックやハラスメントについては、所属研修等が行われている。</p>	

4 関係機関との連携（1）子どもの所属する機関との連携	評価
[No.27] 子どもの所属する機関と適切な連携が行われているか（共通）	A
27-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか	A
<input type="checkbox"/> 子どもの所属する幼保、学校などと必要な関係機関との連携している	○
<input type="checkbox"/> 関係機関との連携の内容や方法が明確になっている	○
27-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか	A
<input type="checkbox"/> 関係機関との間で、定期的な会議開催等の情報共有が行われている	○
<input type="checkbox"/> 情報共有等においては、適切な手続きや範囲の中で行われている	○
<p><コメント></p> <p>関係機関との連携は相談課が対応している。要保護児童対策地域協議会や子どもの所属する学校等からは、情報提供が適切に行われている。</p>	

4 関係機関との連携（2）医療機関との連携	評価
[No.28] 医療機関との連携が適切に行われているか（共通）	A
28-1 必要に応じて、医療機関との連携が適切に行われているか	A
<input type="checkbox"/> 子どもの健康管理において、医療機関との連携が適切に行われている	○
<input type="checkbox"/> 虐待等により医療・医学診断が必要な場合、適宜に協力を得られる医療機関がある	○
28-2 子どもの状況に応じ、保健師をはじめ児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか	A
<input type="checkbox"/> 医学的な治療の必要な子どもについて、医療機関がかかわるチームケア体制が取れる	○
<p><コメント></p> <p>医療が必要な子どもについては、看護師や相談部門の保健師が嘱託医等と連携しながら医療的支援を行っている。虐待等により医療・医学診断が必要な場合、近隣の病院等から協力が得られる体制がある。</p>	

4 関係機関との連携（3）警察や司法機関との連携	評価
[No.29] 警察や司法機関との連携が適切に行われているか（共通）	B
29-1 警察や司法機関との連携が適切に行われているか	A

<input type="checkbox"/> 警察に協力を要請すべき場面や、連絡先等に関するマニュアルが整備されている	○
<input type="checkbox"/> 無断外出発生時の警察との連携についての対応マニュアル等がある	○
<input type="checkbox"/> 家庭裁判所などへ送致が必要な場合のマニュアルが整備されている	○
29-2 警察や司法機関の面接等にあたっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう調整を行っているか	A
<input type="checkbox"/> 面接等の要請があった場合には、子どもの状況に応じて面接を行う時間帯や環境の配慮などについて、警察、検察に必要な協力依頼を行っている	○
29-3 子どもに対し、警察や司法機関が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか	A
<input type="checkbox"/> 警察や司法機関からの事情聴取、現場検証等にあたっては、子どもの感情を代弁し、心の傷を広げないような配慮・依頼をしている	○
<input type="checkbox"/> 警察・司法機関と連携した司法面接を行っている	○
<p><コメント></p> <p>児童相談所相談マニュアルで無断外出時の対応が記載されている。警察の事情聴取等にあたっては事前に子どもへの説明を行い、警察にも配慮をお願いしている。事情聴取の後はメンタルケアをしている。司法面接については、警察・司法機関と連携し相談・心理部門が対応している。</p>	

4 関係機関との連携（４）施設・里親等との連携	評価
[No.30] 施設や里親等との連携が図られているか（共通）	A
30-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか	A
<input type="checkbox"/> 移行する施設や里親との情報の共有が行われている	○
<input type="checkbox"/> 子どもに対して、施設や里親に関する説明や情報提供を丁寧に行っている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの意見や不安などが把握され共有されている	○
<p><コメント></p> <p>事前にパンフレットなどで説明し見学も行っている。また、施設職員や里親が面会に来たり、短期間一時保護委託したり、子どもが安心して移行できるよう配慮している。保護所内で子どもが不安を訴えた場合には担当児童福祉司等とも相談し対応する。</p>	

Ⅲ 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

[No.31] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか（共通）	評価
[No.31] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか（共通）	B
31-1 理念・基本方針が策定され職員に周知されているか	B
<input type="checkbox"/> 理念・基本方針が策定され、職員に周知が図られている	△
<input type="checkbox"/> 理念・基本方針は一時保護の機能（緊急・観察・指導等）に即した理念・基本方針となっている	×
<p><コメント></p> <p>「理念」として田川児童相談所の一時保護運営マニュアルに記載してあるが、一時保護の目的であり「理念」とは異なるものとなっている。今後、田川児童相談所がめざす一時保護所の支援内容や職員の行動規範となるような理念・基本方針の策定に期待する。</p>	

--

2 一時保護所の運営計画等の策定		評価
[No.32] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか		C
32-1 事業計画が策定されているか		C
<input type="checkbox"/>	活動・行事などが組み込まれた事業計画が策定されている	×
<input type="checkbox"/>	事業計画は単に行事計画ではなく、必要な事業内容が具体的に示されている	×
<input type="checkbox"/>	事業計画は、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映させるための仕組みがある	×
32-2 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか		C
<input type="checkbox"/>	事業計画の評価、見直しなどの時期や手順が明確になっている	×
<input type="checkbox"/>	目標の達成状況や事業計画の実施状況について評価を行っている	×
<input type="checkbox"/>	評価を行いやすいよう、できる限り数値化を行うなどの工夫が行われている	×
<コメント> 事業計画は策定していない。事業計画は、事業内容や施設の運営など事業の継続に必要なものである。今後、行事計画や一時保護の職員の資質向上に向けた事業計画の策定に期待する。		

3 一時保護所の在り方		評価
[No.33] 緊急保護は、適切に行われているか（共通）		A
33-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか		A
<input type="checkbox"/>	子どもの身体状況を把握するための健康診断や必要に応じて、専門医の診察を受診させている	○
<input type="checkbox"/>	緊急保護後、必要な調査等が速やかに行われている	○
<input type="checkbox"/>	閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう、必要な検討・判断を行うための検討体制や視点、手続き等が明確になっている	○
<input type="checkbox"/>	閉鎖的環境で生活させる際の手続きは公正に行われている	○
33-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか		A
<input type="checkbox"/>	子どもや保護者に対して必要な説明が行われている	○
<input type="checkbox"/>	子どもに対して分かりやすく伝える工夫がされている	○
<コメント> 緊急一時保護実施時には、医学的判断を必要とする場合は受診後の入所とすることが多い。緊急保護後の調査等は速やかに行われている。子どもには、必要な事項を個別にわかりやすく説明しているが、「わからないけどここに連れてこられた」という子どももいる。		

4 一時保護所における保護の内容（1）生活面のケア		評価
[No.34] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか		A
34-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っているか		A
<input type="checkbox"/>	子どもの状況に応じ、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等、必要な生活面でのケアが行われている	○

<input type="checkbox"/> 健康維持を第一に行っている（例．歯ブラシ、歯磨き粉、固形石鹸を使いまわさない）	○
<input type="checkbox"/> 幼児に対する保育は、情緒の安定や基本的な生活習慣の習得に十分配慮している	○
<input type="checkbox"/> 精神的に不安定な場合、心理的ケアが行われている	○
34-2 日課構成は適切か	A
<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じた、日課が構成されている	○
<input type="checkbox"/> 入浴の回数は適切である	○
<input type="checkbox"/> 子どもが落ち着いて生活できるよう、日常の過ごし方や活動内容の工夫がされている	○
34-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか	A
<input type="checkbox"/> 掃除や洗濯、配膳・下膳、食器を洗うなど、子どもができることは子ども自身がやれるように工夫されている	○
<p><コメント></p> <p>一時保護所での生活のなかで子どもができることは、促しつつ日々の支援を行っている。子どもの希望により個室での対応や、職員が話をきくなど安心して生活ができるよう配慮している。子どもからの意見があるときには、職員間で話し合っ改善に取り組んでいる。</p>	

4 一時保護所における保護の内容（2）レクリエーション	評価
[No.35] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	B
35-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか	A
<input type="checkbox"/> レクリエーションを実施するためのスペース、道具、設備等が整備されている	○
35-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか	B
<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や希望に応じ、子どもが選択できるような工夫が行われている	△
<input type="checkbox"/> 一時保護所内での実施可能な多様なプログラムが提供されている	△
35-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの心身の安定化等に取り組んでいるか	B
<input type="checkbox"/> 野外活動等が行われている	△
<input type="checkbox"/> 野外活動等を行う場合に想定される事故等のリスクについて、その防止のための取組みや工夫が行われている	△
35-4 遊具や備品について、定期的に点検しているか	C
<input type="checkbox"/> 遊具や備品について、定期的な点検を行い、必要な修繕等を行っている	×
<p><コメント></p> <p>自由時間には、娯楽室と食堂が遊ぶスペースとなる。DVDを見たり、CDを聴いたり、ブロックやボードゲームなど男女別にすごしている。一時保護所にはグラウンドがあり、屋外で遊ぶことができる。遊具はあるが、定期的な点検は行っていない。週末には児童相談所の会議室で卓球などをすることもある。</p> <p>しかし、野外での活動は行っていない。一時保護所の日常は制限が多く野外活動は、子どものストレス発散や生活を広げる機会となり、今後の取り組みに期待する。</p>	

4 一時保護所における保護の内容（3）食事（間食を含む）

評価

[No.36] 食事が適切に提供されているか		A
36-1 適切に食事が提供されているか		A
<input type="checkbox"/>	1 日3食の食事が、適切な時間に提供されている	○
<input type="checkbox"/>	一定期間の予定献立が作成され栄養バランスに配慮されている	○
36-2 食事の安全・衛生が確保されているか		A
<input type="checkbox"/>	食材の検収・保管が適切に行われている	○
<input type="checkbox"/>	大量調整の基準に従って衛生管理等を行っている。	○
36-3 食物アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか		A
<input type="checkbox"/>	アレルギー対応食などの特別食の誤配膳の予防策がとられている	○
<input type="checkbox"/>	宗教・文化・習慣等の理由で禁忌されている食品への配慮が行われている	○
<input type="checkbox"/>	体調不良の子どもに対して、個別に配慮した食事が提供されている	○
36-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか		A
<input type="checkbox"/>	食事は、適時・適温で提供されている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの嗜好調査等が行われ、配慮した食事が提供されている	○
<input type="checkbox"/>	テーブル・椅子の高さに配慮され、職員が常に援助できる体制で食事をする	○
36-5 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか		A
<input type="checkbox"/>	食材の彩りや盛り付けなど、見た目の工夫がされている	○
<input type="checkbox"/>	ただ食事をするだけにならないよう、食育等の取組みがされている	○
<p><コメント></p> <p>食事は規則正しく提供されている。一時保護開始時にアレルギーの有無とアレルゲンについての情報を入手した除去食を提供している。また、普通の食事を間違えることが無いようトレーの色を変えるなどの工夫をしている。手づくりのおやつも提供され、毎月食事のアンケートを行い子どもの意見を反映している。</p>		

4 一時保護所における保護の内容（4）衣服		評価
[No.37] 子どもの衣服は適切に提供されているか		B
37-1 衣服の清潔は保たれているか		A
<input type="checkbox"/>	洗濯の回数・方法が適切である	○
37-2 衣習慣が身に付くように支援しているか		B
<input type="checkbox"/>	気候にあわせた衣服を着用するよう指導している	○
<input type="checkbox"/>	子どもの年齢や発達段階に応じた、衣服類の管理のための指導を行っている	△
37-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか		C
<input type="checkbox"/>	私服を着用できるようにしている	×
<input type="checkbox"/>	貸与・支給の場合には、複数の服を提示し、好みのほうを選んでもらえるようにしている	×
37-4 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか		B
<input type="checkbox"/>	肌着を使い回していない（下着は新品を使用）	△
<input type="checkbox"/>	古びた衣服、穴のあいた衣服を貸与・支給していない	○
<p><コメント></p> <p>私服は下着と上着（ジャンパーなど）について認めている。日常着はジャージとトレーナーなどを貸し出している。洗濯は毎日職員が行っている。子どもは、朝晩の着替えのときには脱いだものを畳んでロッカーに片</p>		

付けるよう指導している。私服着用についての検討に期待する。

4 一時保護所における保護の内容（5）睡眠・排泄

評価

[No.38] 子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか

B

38-1 就寝・起床時刻は適切か

B

発達段階に応じた睡眠時間が確保されている

△

職員側の都合で睡眠時間が設定されていない（中学生等に度を越えた長い睡眠時間、年長幼児へ午睡の強要）

○

38-2 睡眠環境は適切か

A

就寝時の空調温度が適切に設定されている

○

清潔な寝具、季節に応じた適切な寝具が提供されている

○

特別な配慮が必要な場合に添い寝等の対応をしている

○

38-3 排泄の指導は適切に行われているか

A

夜尿をする子どもに対して予防のために定期的を起こすなどしている

○

夜間トイレ等を怖がる子どもへ適切な対応が行われている

○

<コメント>

就寝時間を幼児 20 時、小学校 3 年生以下 20 時 30 分、小学校 4 年生以上 21 時としている。幼児の場合は安心して睡眠できるよう寄り添うなどしている。また、夜尿の子どもへの配慮や不安のある子どもにはインターホンを使用しいつでも対応できるよう工夫をしている。各部屋の空調は事務室で調整している。中高生の睡眠時間については今後の検討に期待する。

4 一時保護所における保護の内容（6）健康管理

評価

[No.39] 子どもの健康管理が適切に行われているか

A

39-1 子どもの健康状態が把握されているか

A

日々の子どもの健康状態を把握し、記録している

○

医師、保健師、看護師との十分な連携を図り、子どもの健康管理に配慮する仕組みがある

○

子どもの服薬は、職員が管理している。

○

39-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか

A

定期的に健康診査を受けさせている

○

体調不良やケガ等の対応方法が明確になり、症状によっては医学診断と治療が可能となっている

○

保護以前の診療を含め、通院・受診に同伴する職員が確保できる体制になっている

○

<コメント>

専任の看護師が配置され、健康状態を把握し対応している。かかりつけの小児科診療所やセカンドオピニオンとしての総合病院がある。服薬は、事務室で個別に薬ケースで管理している。日課の中に保健の時間を設け、身体測定や爪切りなどしている。精神科など定期的な受診は児童福祉司等が同伴している。

4 一時保護所における保護の内容（7）教育・学習支援

評価

[No.40]子どもの教育・学習支援が適切に行われているか（共通）		B
40-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか		A
<input type="checkbox"/>	子どもの学習時間が確保され、自主学習を含め学習支援の体制を確保している	○
<input type="checkbox"/>	学力査定を行い、子どもの学力や得意・不得意を把握し、学力等に応じた学習支援を行っている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの特性や学習意欲に応じた学習支援の工夫を行っている	○
40-2 在籍校との連携が図られているか		A
<input type="checkbox"/>	保護所での学習内容や教材について、在籍校と協力している	○
<input type="checkbox"/>	教材・宿題等を在籍校から提供してもらっている	○
40-3 通学が可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか		B
<input type="checkbox"/>	一時保護委託等を含めて通学機会を確保している	△
<input type="checkbox"/>	受験期や学校行事への参加など、子どもの希望や状況に応じて通学している	△
<p><コメント></p> <p>平日の午前中に学習時間が設けられ学習指導員により学習が行われる。教材は、学習指導員が子どもの学力見ながら準備したり、原籍校の担任教諭が持参したりすることもある。通学については原則行っていないが、子どもの安全の確保を最優先に学習の状況等により通学をすることもある。定期試験に備えるなどさらに学習したい子どもは、自由時間に居室や個室内で学習をすることができる。</p>		

4 一時保護所における保護の内容(8)保育		評価
[No.41]未就学児に対しては適切な保育を行っているか		B
41-1 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか		B
<input type="checkbox"/>	必要な保育などの支援体制が確保されている	△
<input type="checkbox"/>	子どもの年齢や発達段階に応じて提供できる保育メニューや遊びの内容等の工夫が行われている	△
<input type="checkbox"/>	子どもの年齢や発達段階に応じて、必要な注意や配慮が行われている	○
<p><コメント></p> <p>未就学児のみを対象にした保育メニューはない。子どもの年齢や発達に合わせて遊んだり、年長児ではひらがなの学習をしたりするなど職員が工夫しながら保育を行っている。</p>		

4 一時保護所における保護の内容 (9)保護者・家庭への感情、家族の情報、家族との面会等		評価
[No.42]家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか（共通）		A
42-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか		A
<input type="checkbox"/>	子どもの年齢や状況に応じ、家族や家族に対する支援や対応に関する情報を提供している	○
<input type="checkbox"/>	子どもへの情報提供には、内容やタイミング、説明者等の配慮をしている。	○
<input type="checkbox"/>	面会等を制限している場合には、子どもに対してその説明が行われている	○
42-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか		A
<input type="checkbox"/>	児童福祉司、児童心理司、保護所職員間で説明の内容は共有されている	○
<input type="checkbox"/>	説明後の子どもの様子についても、関係者間で共有されている	○
42-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか		A

<input type="checkbox"/> 一番近くで生活をともにしている大人としての権利主張の代弁が尊重されている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの意見を十分に聴取し、拒否してもよいことを伝えている	○
<p><コメント></p> <p>家族の情報については担当する児童福祉司から説明している。面会が可能であっても、子どもが会いたくないと言えば面会することはない。子どもへの面接や家族の様子については、児童福祉司や児童心理司から一時保護所職員に伝えられている。</p>	

5 特別なケアの実施 (1)性的問題への対応		評価
[No.43]子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか (共通)		B
43-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか		B
<input type="checkbox"/> 性的問題行動の内容と背景要因を理解したうえで、一時保護期間中の支援・対処方法を検討している		○
<input type="checkbox"/> 職員は、研修等を通じて性的虐待児童への対応に習熟している		△
43-2 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか		B
<input type="checkbox"/> 異性からの性加害を受けた子どもに対しては、できるだけ同性の職員が対応する等の配慮を行っている		○
<input type="checkbox"/> 具体的な身体的部位の名称や役割、ルールや人との距離感などを指導している		△
43-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対応が行われているか		B
<input type="checkbox"/> 他の子どもたちと分離できる設備と職員体制が確保されている		△
<input type="checkbox"/> 教育・指導の後に他の子どもと合流する際には、子どもとの関係性を評価している		○
<input type="checkbox"/> 必要に応じて、医療機関を受診させている		○
43-4 PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか		B
<input type="checkbox"/> 警察等の面接が行われた後に、丁寧なケア、フォローを行っている		○
<input type="checkbox"/> 職員は、研修等を通じて PTSD 症状への対応を習熟している		△
<p><コメント></p> <p>性的問題のある子どもの保護する際は状況を確認し対応を検討している。警察の面接等で不安定になった場合は相談課職員と連携してフォローしている。被害児と加害児が同時期に保護されることもあり、部屋割りや過ごし方に配慮をしている。人との距離の取り方やプライベートゾーンについては、機会あるごとに説明している。必要に応じて、相談課職員が性教育プログラムを実施している。PTSD については研修等で学ぶこともあるが習熟するというには及んでいない。</p>		

5 特別なケアの実施 (2)問題行動のある子どもへの対応		評価
[No.44]他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか (共通)		B
44-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか		A
<input type="checkbox"/> 受入時に他害や自傷行為を行う可能性が把握されている		○
<input type="checkbox"/> 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、児童福祉司や他職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている		○
<input type="checkbox"/> 心理的状況や他害、自傷行為につながる行動を止める方法について、子どもと一緒に考えている		○

44-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか		B
<input type="checkbox"/>	心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	○
<input type="checkbox"/>	保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスを受けている	△
44-3 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか		B
<input type="checkbox"/>	緊急時に警察等を含め、必要な応援体制が確保されている	○
<input type="checkbox"/>	自傷、他害、暴言・暴力に対する基本姿勢や対応が明確になっており、職員全体で共有できている	△
<input type="checkbox"/>	暴言、暴力の原因や機序、子どもの気持ちを理解しようという視点で、本人への対応がなされている	○
<input type="checkbox"/>	他の子どもとの関係にも十分に配慮した対応が行われている	○
<p><コメント></p> <p>自傷や他害行為のある子どもについては、入所前に情報を入手し看護師が身体状況を観察している。また、話をよく聴くなど気持ちを落ち着かせたり、ストレスを解消する方法を一緒に考えたりしている。自傷行為のある場合、他児への影響を考慮し長袖の服を着るなど配慮している。病院への受診を行いながら都度支援方法を検討している。</p>		

5 特別なケアの実施 (3)無断外出を行う子どもへの対応

評価

[No.45]無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか (共通)

A

45-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか		A
<input type="checkbox"/>	受入時に無断外出を行う可能性が把握されている	○
<input type="checkbox"/>	心理的状況や無断外出を止める方法、児童福祉司や多職種とともにアセスメントを行い、対応についての方針が検討されている	○
<input type="checkbox"/>	心理的状況や無断外出を止める方法について、子どもと一緒に考えている	○
45-2 無断外出があった場合に適切な対応を行っているか		A
<input type="checkbox"/>	無断外出の対応マニュアルが策定されている	○
<input type="checkbox"/>	無断外出があった場合には、保護者その他の関係機関に連絡している	○
45-3 無断外出が発生した場合に、その子どもや周囲の子どもたちに対して適切な対応を行っているか		A
<input type="checkbox"/>	無断外出した子どもを温かく迎え入れ、無断外出をした理由、その想いや気持ちを十分に理解し、受け止めている	○
<input type="checkbox"/>	無断外出した子どもに、ペナルティを与えることはない	○
<input type="checkbox"/>	無断外出が発生した場合に周囲の子どもたちに対して適切な対応を行っているか	○
<p><コメント></p> <p>無断外出対応マニュアルを作成しこれに沿った対応を行っている。無断外出のあった場合には、相談課と連携して子どもや保護者への対応を協議する。帰ってきた時には、理由を聞いたうえで個室対応している。これらの対応は、ペナルティとして実施してはいないものの、子どもによってはペナルティと理解する場合もあり、配慮が必要である。</p>		

5 特別なケアの実施 (4)重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもへの対応係の対応

評価

[No.46]重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている (共通)

C

46-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか	C
<input type="checkbox"/> 重大事件を想定したマニュアルが策定されている	×
<input type="checkbox"/> 事件の内容や、子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制が整備されている	×
46-2 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか	C
<input type="checkbox"/> 他児の生活スペースから分離され、他児に与える影響等を踏まえた対応が行われている	×
<input type="checkbox"/> 刺激を制限した生活・日課が用意されている	×
46-3 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか	B
<input type="checkbox"/> 身近な親族等を失った子どもに対してマニュアルが策定されている	△
<input type="checkbox"/> 亡くなった理由や子どもの状況に応じて、必要な専門家のチームによるバックアップ体制が整備されている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの状況等に応じ、葬儀等に参加できるよう努めている	○
<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じ、グリーフケアやモーニングワークの取組みを行っている	○
<p><コメント></p> <p>重大事件を想定したマニュアルはないが、対象とする触法少年を保護する際に他の子どもとの完全な分離はできない。バックアップ体制等については他のケース同様、相談課と連携を図りながら対応を行うのが現状である。身近な親族が亡くなった場合には、子どもの状況に応じて保護者等と相談し葬儀に参列させるなどしている。その後のフォローアップについては相談課と連携しながら行っている。</p>	

5 特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.47]被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか (共通)

評価

A

47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか

A

被虐待児であることや、子どもの心身の状況等に関する把握し、職員間で共有している

○

子どもの心身の状況等の評価が行われており、一時保護期間中の支援上の配慮等の方針が検討されている

○

必要なケアを行うための専門職を含めたチームケアの体制がある

○

47-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか

A

心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している

○

保護期間中、必要な子どもには十分な医学的・心理学的アドバイスや治療的なケアを行っている

○

<コメント>

被虐待児については、入所前に対象児童の状態等情報を聞き取り職員間で共有している。また、受理会議で一時保護所での様子を報告し、必要な支援を検討している。一時保護中は、心身の状態についての情報を児童福祉司・児童心理司と共有しながら支援を工夫している。夜間等にパニック症状が起きた場合などは、看護師と対応を協議し、救急搬送等の対応をとる。

5 特別なケアの実施 (6)その他の配慮が必要な子どもへの対応

[No.48]健康上配慮が必要な子どもや障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか (共通)

評価

A

48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか

A

<input type="checkbox"/>	子どもの健康配慮や障害の状況等に関する把握が行えている	○
<input type="checkbox"/>	受入を行うにあたり、介助を含んだバリアフリーや設備などのハード面での環境整備や工夫が行われている	○
<input type="checkbox"/>	不必要な刺激を制御できる環境や体制があり、活用している	○
48-2 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		A
<input type="checkbox"/>	心理的ケアを行う等により、安定した生活を送れるよう配慮している	○
<input type="checkbox"/>	個別の日課や支援計画に、定期的な通院、心理的ケア、治療的ケア等の必要な支援が組み込まれている	○
48-3 受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか		A
<input type="checkbox"/>	障害への理解を深めるための取組みがなされている	○
<input type="checkbox"/>	障害の有無に関係なく、互いを尊重しあう人間関係づくりの工夫などが行われている	○
<p><コメント></p> <p>健康上配慮が必要な子どもの受け入れは、心身の状況によって受け入れを検討している。バリアフリーは整備されていないために、子どもにとってより適切な施設等での委託一時保護を検討する。環境として受け入れられる体制にはないものの、受け入れた子どもについては、障害の有無に関係なく互いを尊重し合う関係づくりに努めている。</p>		

6 安全対策 (1)災害時対策

評価

[No.49]災害発生時の対応は明確になっているか (共通 併設の場合)

B

49-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか

B

具体的で実用的な避難計画が策定され避難訓練が実施されている

△

災害発生時や緊急事態発生時に必要な関係機関の連絡先が明示されている

○

避難計画は、少人数勤務となる夜間について、他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮が行われている

○

<コメント>

火災を想定した避難訓練を年2回実施している。しかし、実用的な避難計画が策定されておらず防災マップは掲示していない。毎月の避難及び消火の訓練は、児童福祉施設最低基準に定められている。実施の検討が必要である。

6 安全対策 (2)感染症対策

評価

[No.50]感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか (共通)

A

50-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか

A

感染症発生時の対応マニュアルが策定されている

○

一時保護開始時に、子どもの感染症の有無や可能性を把握している

○

感染を予防・防止するための取組みが行われている

○

<コメント>

感染症対応マニュアルを作成している。入所時に体調の確認や過去2週間の行動歴、本人や家族に関する健康に関する情報の聴取を行い対応している。新型コロナウイルス感染症のPCR検査陽性の子どもの受け入れを体験したことを機会にその対応を写真入りで示したマニュアルを作成した。また、毎日の検温や手洗

いやうがいの徹底、共用部分の消毒など標準の対応を実施している。消化器系の感染症による嘔吐に対応する薬品や用具等はまとめてキットとして準備している。

7 質の維持・向上

評価

[No.51]一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか

B

51-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか

B

養育・支援全般にわたって定められたマニュアルがある

○

リスク管理に関して定めたマニュアルがある（想定されるリスク、未然防止策と発生時の対応）

△

51-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか

B

マニュアルの内容に関する研修が実施されている

△

やむを得ずマニュアル以外の方法等がとられた時に報告と共有がなされている

○

51-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることや見直しが行われる仕組みがあるか

B

定期的にマニュアルの見直しが行われている

△

マニュアル等に基づくケア等が行われている（マニュアルが形骸化していない）

△

マニュアル等の見直しにあたり、職員の意見が反映されている

△

<コメント>

一時保護運営マニュアルは2か月前に作成されたところで、職員に印刷し配布している。現在、毎月の保護課会議でマニュアルの内容について研修を行っている。今後、マニュアルについては評価項目を参考にしながら、田川児童相談所の一時保護所にあった実践的で分かりやすいものとなるよう期待する。

7 質の維持・向上

評価

[No.52]一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか

B

52-1 自己評価が定期的に行われているか

C

自己評価を定期的実施している

×

52-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか

S

外部評価を定期的受けている

○

52-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか

B

評価結果や苦情相談内容を、質の向上のための取組みにつなげていく仕組みがある

△

職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか

△

PDCA サイクルまたは準ずる方法で組織的な取組が行われている

△

<コメント>

福岡県は条例を定め令和4年度から継続的に第三者評価を受審することとしている。今年度第1回目の第三者評価の受審となる。今後、今回の評価結果を職員間で共有し、一時保護所としての質の向上に生かす取り組みを期待する。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施 (1)保護開始時		評価
[No.53]保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか（共通）		A
53-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか		A
<input type="checkbox"/> 可能な限り、子どもや家庭の状況に関する情報を把握するための取組みが行われている		○
<input type="checkbox"/> 必要に応じて、子どもに直接聞き、情報の把握・確認を行っている		○
<input type="checkbox"/> 保護開始時に必要な情報が得られていない場合は、迅速な情報収集に努めている		○
53-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか		A
<input type="checkbox"/> 感染症やアレルギーなど子どもの健康状態等についての確認を行っている		○
<input type="checkbox"/> 保護者等からの聞き取りだけでは判断できない場合、健康診断を受けさせるなどの必要な対応を行っている		○
<p><コメント></p> <p>課長または副長が受理会議に参加し、一時保護が必要な子どもの情報や入所の判断に加わっている。入所時には、アレルギーや感染症の情報を本人、家族や学校等から入手し対応を検討する。アレルギーの状況が不明な時には、かかりつけの小児科診療所で検査を受けることもある。必要に応じて健康診断や治療を受けている。</p>		

1 アセスメントの実施 (1)保護開始時		評価
[No.54]関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、一時保護中の支援方針を決定しているか（共通）		B
54-1 総合的なアセスメントに基づく一時保護中の支援指針が策定されているか		B
<input type="checkbox"/> チームで情報共有しながら関係機関との総合的なアセスメントが行われている		○
<input type="checkbox"/> 保護開始時に十分なアセスメントができていない場合には、保護開始後に迅速にアセスメントが行われている		○
<input type="checkbox"/> 総合的なアセスメントに基づく支援指針が策定されている		×
<input type="checkbox"/> 子どもの状況及び支援指針を各職員が把握できている		△
<p><コメント></p> <p>担当児童福祉司を主に関係機関と連携し総合的なアセスメントを行っている。一時保護所では支援計画を策定していないが、受理会議の方針を基に日々の引継ぎなど子どもの状況を把握している。今後、一時保護の目的として適正な行動観察を行うために支援指針の作成が望ましい。</p>		

2 一時保護中の個別支援指針の策定及び個別ケアの実施		評価
[No.55] 一時保護所の支援方針に沿った個別ケアを行っているか		B
55-1 一時保護所の支援方針に基づく個別ケアを前提とした子どもの養育・支援が行われているか		B
<input type="checkbox"/> 子ども一人ひとりの支援指針に沿った個別ケアが行われている		△
<input type="checkbox"/> 子どもに関する面会、電話、手紙等への対応は、個別支援指針に沿って行われている		△
<input type="checkbox"/> 個別対応が必要な場合には、個別対応プログラムを作成している		△
<input type="checkbox"/> 集団生活を送る上でのルールについて、子どものそれぞれの事情に配慮した対応を行っている		○

<コメント>	
<p>受理会議等で定めた個別の支援の方向性は共有しているが、支援指針は作成していない。個別対応が必要な場合には、その目的や日課等を起案し承認を得て実施している。今後、子ども一人ひとりの個別のケアの確認及び支援の充実をはかるためにも支援計画の策定が望ましい。</p>	

2 個別支援指針の策定及び個別ケアの実施		評価
[No.56]一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか（共通）		B
56-1 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか		B
<input type="checkbox"/>	子どもの言動・特徴・感情、過去の経験や家族関係を含めた、子どもの理解に努めている	△
<input type="checkbox"/>	一時保護中に、子どもの持つ家庭像を含めた子どもへのアセスメントを行っている	△
<input type="checkbox"/>	子どもが問題行動を表出した場合には、トラウマ体験やアタッチメントの問題などとの関連性を吟味している	△
56-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか		B
<input type="checkbox"/>	子どもとの関わりの中で把握した子どもの状況や変化に応じた養育・支援を行っている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの状況や変化により、必要に応じて個別支援指針の見直しを行うための仕組みがある	△
56-3 必要のない長期間の保護が行われていないか		A
<input type="checkbox"/>	必要のない長期間の保護とならないよう、定期的なアセスメント、個別支援指針の評価、見直しが行われている	○
<input type="checkbox"/>	一定期間以上の保護を行っている子どもについては、その理由が明確になっている	○
<コメント>		
<p>子どもの変化がある場合には、個別の対応や担当児童福祉司等と検討するなど対応を工夫する。特に退所の方針が定まらず入所期間が長引く場合などは、子どもの不安な気持ちに配慮して関わっている。暴れる子どもについては、保護者への引き取りや児童養護施設での一時保護、精神科受診を検討することもある。</p>		

3 子どもの観察 (1)子どもの観察		評価
[No.57] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか（共通）		A
57-1 子どもの生活場面において行動観察を行っているか		A
<input type="checkbox"/>	種々の生活場面の中で子どもと関わりながら子どもの状況を把握している	○
<input type="checkbox"/>	子どもと定期的に面談等を行っている	○
<input type="checkbox"/>	担当者に限らず、児童福祉司、児童心理司などを含め行動観察が行われている	○
57-2 子どもの行動観察が記録されているか		A
<input type="checkbox"/>	子どもの日々の様子が適切に記録されている	○
<input type="checkbox"/>	客観的事実と所見が区分して書かれている	○
<コメント>		
<p>日々、子どもの生活の様子は、引継及び引継ぎ時の記録の回覧によって児童福祉司、児童心理司と共有している。子どもの記録は個別に記録しファイリングしている。客観的事実と所見については、記録様式で区分するか所見は所見とわかるようにするなどしてその区分がわかりやすい記録の工夫が望ましい。</p>		

3 子どもの観察 (2)観察会議等の実施

評価

[No.58]観察会議が適切に実施されているか (共通)

B

58-1 職員は、業務引継を適切に行っているか

A

子どもの状況について、職員が十分に把握できている

○

58-2 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討

B

定期的に観察会議を実施し情報の共有と援助方針を定めている

△

観察会議では、子どもの実際の行動と子どもの意見に基づいて行動診断を行っている

△

観察会議を適切かつ効果的に行うための工夫がされている

△

観察会議の結果は、資料としてまとめられ、判定会議にて職員が説明する

△

担当の児童福祉司や児童心理司等が参加しているか

△

<コメント>

観察会議を名称とした会議は行っていないが、日頃から子どもの行動や所見について一時保護所の引継ぎで共有し、随時児童福祉司、児童心理司に回覧している。また、毎週開催の援助方針会議にて子どもの様子を報告し、支援方針の確認を行っている。

今後、子どものより適正な判定会議及び援助方針会議への行動観察の資料作成のための観察会議の開催に期待する。